

議案第32号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

都市建設部開発建築課

1 改正の趣旨

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の一部改正に伴い、関連する「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定の評価方法に対応した、関係する手数料等の規定を整備するもの。

2 主な改正内容

(1) 低炭素建築物新築等計画認定（別表第1関係）

- ① ZEH水準の省エネ性能に適合していることを確認する評価方法（誘導仕様基準）が追加されたことに伴い、認定に要する手数料の規定を整備するもの。
- ② 審査基準が新たに追加されたことに伴い、申請区分を「住戸数」から「床面積」に変更するもの。

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定（別表第2関係）

ZEH水準の省エネ性能に適合していることを確認する評価方法（誘導仕様基準）が追加されたことに伴い、認定及び変更認定に要する手数料の規定を整備するもの。

3 施行日

公布の日から施行

担当

都市建設部開発建築課住宅政策係
電話 4 2 3 - 3 8 5 4